2008年12月9日　全5頁

有価証券報告書の提出義務の改正

制度調査部
横山　淳

2008年金商法改正関連シリーズ

[要約]

- 2008年12月5日、2008年通常国会で成立した金商法改正法の細目を定める一連の政令・内閣府令が公布された（施行は2008年12月12日）。
- この中で、有価証券報告書の提出義務要件の見直しも行われている。
- 具体的には、いわゆる外形基準（株主数基準）により有価証券報告書の提出義務が生じる株券等の所有者数を、改正前の「500名」から「1,000名」に引き上げることとしている。
- 同時に、いわゆるプロ向け銘柄については、上記の株券等の所有者数から特定投資家の数を除外して、有価証券報告書提出義務の有無を判定することとしている。

※本稿は、2008年9月26日付レポート「有価証券報告書の提出義務要件の見直し」を、最終的な政省令に基づいて書き改めたものである。

はじめに

○2008年12月5日、以下の一連の政令・内閣府令が公布された[1]。これは2008年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、金商法改正法）の施行日や細目を定めるものである。

> 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（政令第368号）
>
> 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（政令369号）
>
> 「特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」（内閣府令第78号）
>
> 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関連内閣府令の整備に関する内閣府令」（内閣府令第79号）

○金商法改正法では、主に次のような内容が盛り込まれていた。

[1] 2008年12月5日付官報号外第267号に掲載されている。なお、公布された政令・内閣府令の内容は、パブリックコメントの実施結果と併せて、金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/news/20/20081202-1.html）にも掲載されている。

大和証券グループ　株式会社大和総研 八重洲オフィス　〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル
このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがＴＯＰＩＸの騰落率と比べて、１=15%以上上回る、２=5%～15%上回る、３=±5%未満、４=5%～15%下回る、５=15%以上下回る、と判断したものです。

①いわゆるプロ向け市場の創設
②ＥＴＦの多様化
③銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し
④課徴金制度の強化
⑤金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁
⑥訂正命令を行う開示書類の縦覧制限

○本稿では、「①いわゆるプロ向け市場の創設」に関連して実施される有価証券報告書の提出義務の改正について紹介する。

金商法改正法と有価証券報告書の提出義務要件

○金商法改正法では、いわゆるプロ向け市場の創設に関連して、有価証券報告書の提出義務が課される要件について、次のような改正が行われている（金融商品取引法 24 条 1 項）。

図表１　有価証券報告書の提出義務の改正

改正前	改正後
①金融商品取引所に上場されている有価証券	①金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券（※１）を除く）
②流通状況が①に準ずるものとして政令で定める有価証券（※２）	②流通状況が①に準ずる者として政令で定める有価証券（流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く）
③募集・売出しにつき有価証券届出書・発行登録追補書類を提出した有価証券（前記①②を除く）	③同左（※３）
④その会社の発行する株券等で、最近５事業年度のいずれかの末日における所有者の数が政令で定める数以上であるもの	④同左

（出所）大和総研制度調査部作成

（※１）金融商品取引所が取引参加者等に特定投資家等以外の者からの委託を受けて買付けを行うことを原則禁止する市場（特定取引所金融商品市場）のみに上場されている有価証券（金融商品取引法 2 条 32、33 項）。

（※２）「店頭売買有価証券」が定められている（金融商品取引法施行令 3 条）。この点は改正の前後を通じて変更はない。

（※３）金商法改正法では、特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行ったことにより有価証券届出書を提出した場合も含むとしている。

○前記①は、上場有価証券の発行者に対して有価証券報告書の提出義務を課すというものである。

○金商法改正法によって、上場有価証券であっても、金融商品取引所が開設するいわゆるプロ向け市場[2]のみ上場する「特定上場有価証券」については、有価証券報告書の提出義務を免除することとされた。その結果、プロ向け市場のみに上場する有価証券は、有価証券届出書などの発行開示だけではなく、有価証券報告書などの継続開示についても、原則として法定開示義務は免除されることと

[2] 本稿では、特に断らない限り、「プロ向け市場」という用語を、金融商品取引所や認可金融商品取引業協会が開設する特定投資家向け市場という意味で用いている（狭義のプロ向け市場）。なお、金融商品取引所等に限定せず、特定投資家私募などを行った「プロ向け銘柄」の業者との相対取引や特定投資家同士の取引などを通じた流通も含む広い意味で「プロ向け市場」という用語が用いられることもある（広義のプロ向け市場）。

なる[3]。

○前記②は、店頭売買有価証券の発行者に対して有価証券報告書の提出義務を課すというものである。

○金商法改正法によって、店頭売買有価証券であっても、「特定上場有価証券」に準じるものについては、有価証券報告書の提出義務を免除することとされた。

○改正後の金融商品取引法施行令（以下、改正政令）では「特定上場有価証券」に準ずるものとして、具体的に「特定店頭売買有価証券」、即ち、認可金融商品取引業協会が開設するプロ向け（店頭）市場のみにおいて売買が行われる有価証券が定められている（金融商品取引法施行令 3 条の 6 第 2 項）。

○前記③は、（上場等を行っていなくても）有価証券届出書などの提出義務が課される募集・売出しを行った有価証券の発行者には有価証券報告書の提出義務を課すというものである。

○前記③については、金商法改正法に伴う大きな改正はない。ただ、金商法改正法の下では、特定投資家のみを相手方とする勧誘等については、一定の要件を充たせば、募集・売出しに該当せず、有価証券届出書の提出義務が免除されている。従って、（これらの要件を充たす限り）前記③により特定投資家向け有価証券（いわゆるプロ向け銘柄）[4]に対しては有価証券報告書の提出義務は課されないということになる。

○前記④は、（上場や募集などを行っていなくても）株主等の数が一定以上の会社に対しては有価証券報告書の提出義務を課すというものである（いわゆる外形基準）。

○前記④については、金商法改正法に伴う改正は行われていない。しかし、改正政令では、「所有者の数が政令で定める数以上」という部分についての改正が盛り込まれている。具体的には、次の通りである（金融商品取引法施行令 3 条の 6 第 4 項）。

図表２　有価証券報告書提出義務の「外形基準」の改正

改正前	改正後
500 名	1,000 名 （特定投資家向け有価証券の場合は、1,000 に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家の数を加えた数）

（出所）大和総研制度調査部作成

[3] 法定開示義務が免除される代わりに、「特定証券情報」、「発行者情報」の提供・公表義務が課されることとなる。詳細は、拙稿「プロ向け市場と開示規制の改正案」（2008 年 3 月 27 日付レポート）、「プロ向け市場の情報提供・公表制度の内閣府令案」（2008 年 9 月 29 日付レポート）、「プロ向け新市場の情報開示」（2008 年 8 月 27 日付レポート）など参照。

[4] 具体的には、次のもの（プロ向け市場以外の金融商品取引所市場に上場しているなど有価証券報告書の提出要件に該当するもの又は多数の特定投資家に所有される見込みが少ないと認められる一定のものを除く）を指している（金融商品取引法 4 条 3 項）。理論上、金融商品取引所が開設するプロ向け市場に上場していなくても、特定投資家私募などが行われた銘柄は①、②などに該当し、「特定投資家向け有価証券（プロ向け銘柄）」に含まれることとなる。
①特定投資家向け取得勧誘が行われた有価証券
②特定投資家向け売付け勧誘等が行われた有価証券
③前記①、②の発行者が発行する有価証券であって、前記①、②と同一の種類の有価証券
④金融商品取引所が取引参加者等に特定投資家等以外の者からの委託を受けて買付けを行うことを原則禁止する市場（特定取引所金融商品市場）のみに上場されている有価証券（特定上場有価証券）

○まず、特定投資家向け有価証券（いわゆるプロ向け銘柄）であるか否かを問わず、外形基準によって有価証券報告書の提出義務が課されることになる「株券等の所有者数」が 500 名から 1,000 名に引き上げられる。

○次に、特定投資家向け有価証券の場合、外形基準によって有価証券報告書の提出義務が課されることになる「株券等の所有者数」は、更に「1,000 名＋特定投資家の数」まで引き上げられることとなる。これは、言い換えれば、特定投資家向け有価証券の場合、（上場や募集などを行っていなければ）株券等の所有者数から特定投資家の数を除外した数が 1,000 名以上になって、初めて有価証券報告書の提出義務が発生するということである。

○なお、特定投資家の数について、改正後の内閣府令では、次のようにして計算するものとされている[5]（企業内容等の開示に関する内閣府令 15 条の 4）。

特定投資家の数　＝　次の①～③を合計した数

①発行者の株主名簿等に記載された次の者（常に特定投資家と位置づけられる）の数
イ　適格機関投資家
ロ　国
ハ　日本銀行

②発行者の株主名簿等に記載された次の者（原則として特定投資家として位置づけられる）の数（ただし、その者が 1 以上の金融商品取引業者等に対し、有価証券に関する契約について「一般投資家」を選択していることを発行者が知っている者を除く）
イ　地方公共団体
ロ　特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
ハ　投資者保護基金
ニ　預金保険機構
ホ　農水産業協同組合貯金保険機構
ヘ　保険契約者保護機構
ト　資産流動化法上の特定目的会社
チ　上場株券の発行会社（上場会社）
リ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社
ヌ　金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人
ル　外国法人

③前記①②以外の者（原則として一般投資家として位置づけられる）のうち、その者が 1 以上の金融商品取引業者等に対し、有価証券に関する契約について「特定投資家」を選択していることを発行者が知っている者の数

[5] 上記の外形基準の適用に当って、発行者による特定投資家の把握と、金融商品取引業者等の対応の関係について、金融庁は「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の中で次のように説明している。
「外形基準において、特定投資家の数を除外することができる場合は、当該特定投資家向け有価証券の発行者が、当該特定投資家向け有価証券の所有者のうちに含まれる特定投資家の数を把握することができる場合に限られます。したがって、当該発行者は、金融商品取引業者等からの特定投資家の数についての情報に基づき、当該特定投資家向け有価証券の所有者数を計算するものであり、同条は、金融商品取引業者等の義務又は責任を規定するものではないと考えられます。」

施行日

○改正後の政令、内閣府令は、金商法改正法の施行日（2008 年 12 月 12 日）から施行される（金融商品取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則 1 条）。

○なお、改正後の政令に基づく有価証券報告書の提出義務は、施行日以後に提出期限の到来する有価証券報告書について適用することとされている（同附則２条）。